

令和 7 年度指名停止一覧表

【令和 7 年 4 月 3 0 日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社佐電工	8300001000424	佐賀県佐賀市天神1-4-3	R7. 4. 30 ～ R7. 6. 29 (2 ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等 妨害又は談合)	佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和 7 年 2 月 1 8 日、佐賀県警察に逮捕された。また、3 月 1 1 日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。当該事案は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成9年5月30日付 官会第1242号）の別表第 2 第 8 号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7. 4. 11 ～ R7. 7. 10 (3 ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、受注した工事について、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成9年5月30日付官会第1242号）別表第 2 第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7. 4. 11 ～ R7. 7. 18 (10W+1 ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、受注した工事について、適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、同社と密接な資本・人的関係にある中で、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成9年5月30日付官会第1242号）別表第 2 第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。